

○ 福井県建築審査会条例

昭和二十五年十一月十八日
福井県条例第七十四号

福井県建築審査会条例を公布する。
福井県建築審査会条例

(趣旨)

第一条 福井県建築審査会(以下「審査会」という。)の組織、委員の任期および議事については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第五章に規定するものを除くほか、この条例の定めるところによる。
(昭三七条例二一・一部改正、平二八条例一八・一部改正)

(組織)

第二条 審査会は、委員五人をもつて組織する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでの職務を行う。

(平二八条例一八・追加)

(委員の勤務)

第四条 審査会の委員は、非常勤とする。

(平二八条例一八・旧第三条繰下)

(議事)

第五条 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

3 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(平二八条例一八・旧第四条繰下)

(その他)

第六条 法またはこの条例に定めるものを除くほか、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会が定める。

(昭三七条例二一・旧第八条繰上、平二八条例一八・旧第五条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三七年条例第二一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年条例第一八号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。